【第3子以降の児童について加算が受けられる例】

※第1子目のお子さんについて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

大学生1人、高校生1人、小学生1人　3人を養育している場合

大学生　２０歳
１子目：０円

高校生　１７歳
２子目：10,000円

小学生　８歳
３子目：30,000円

合計：40,000円/月

学生以外のお子さんでも、就職や婚姻、出産等に関わらず、受給者（親等）が当該子に対して経済的負担をしているかが多子加算のカウント対象となる基準です。就職して、自立して生活しているお子さん（受給者からの経済的負担がない場合）は、多子加算カウントの対象外となります。

【第3子以降の児童について加算が受けられない例】

※監護相当・生計費の負担についての確認書の提出は必要ありません。

就職しているお子さん1人（自立して生活しており、受給者（親等）からの経済的援助はなし）、中学生1人、小学生1人　3人を養育している場合

就職　１９歳
カウント対象外

中学生　１４歳
１子目：10,000円

小学生　１０歳
２子目：10,000円

合計：20,000円/月

この場合、就職しているお子さんは多子加算カウントの対象外となり、中学生のお子さんを1子目として数えます。そのため、3人目である小学生のお子さんの多子加算はありません。**4月以降の状況（予定）について「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出がない場合は、こちらの数え方となりますので御注意ください。**